広島県教育委員会　NEWS RELEASE

広島ならではの学びを通じて、
一人一人の個性や能力を見いだし、伸ばし、生きる力を育む

報道提供資料
令和８年11月19日
課　　名　文化財課
担 当 者　文化財保護係長　大久保
内　　線　5021
直通電話　082-513-5021

福山市の石井家住宅（いしいけじゅうたく）が、国の登録有形文化財（建造物）へ

国の文化審議会（会長 日比野克彦（ひびのかつひこ））が、令和８年 11 月 20 日（金）に、文部科学大臣に対し、文化財保護法第 57 条の規定により、次の文化財を文化財登録原簿に登録するよう、答申を行う予定です。（本県関係分は、当該２件のみ。）

１　答申予定の文化財建造物

- **石井家住宅主屋（いしいけじゅうたくおもや）（福山市鞆町鞆）**
- **石井家住宅奥座敷（いしいけじゅうたくおくざしき）（福山市鞆町鞆）**

２　文化財の概要

名　　称	建設年代等	構造、形式及び大きさ	登録基準
石井家住宅主屋	大正６年	木造二階建、瓦葺、 建築面積 252 ㎡	一　国土の歴史的景観に寄与しているもの
石井家住宅奥座敷	江戸後期／ 明治後期増築・ 昭和前期改修	木造二階建、瓦葺、 建築面積 80 ㎡	二　造形の規範となっているもの

特　徴　な　ど

石井家住宅主屋は、鞆町の中心的街路に東面して建つ大規模な町家。二階建、北側切妻造、南側入母屋造、桟瓦葺、正面庇本瓦葺。一階正面は平格子を連ね花崗岩の布基礎を用いる。北側を通り土間とし、南端に座敷と仏間を配す。二階は総塗籠に大型の虫籠窓を三つ並べ、商家の繁栄を伝える外観。

石井家住宅奥座敷は、主屋後方南側に接続する座敷棟。木造二階建一部平屋建、切妻造、桟瓦葺。一階北半は面皮長押を用い、床や棚を備える数寄屋風の八畳座敷と六畳の次の間からなり、室境に屋久杉の欄間を嵌める。二階は六畳二室で面皮柱を用い、床と付書院を設けるなど、端正な造り。

３　今後の予定

答申の３～６か月後に、登録原簿に登録される予定。

４　その他

今回の答申により、本県の登録有形文化財（建造物）は 326 件（+２件）となる。




石井家住宅主屋




石井家住宅奥座敷

登録有形文化財（建造物）とは

建築後 50 年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録するもので、届出制という緩やかな規制を通じて保存が図られ、活用が促されています。

＜登録基準＞

一　国土の歴史的景観に寄与しているもの

二　造形の規範となっているもの

三　再現することが容易でないもの

県内所在　国指定・県指定文化財等件数一覧

官報告示後

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別（種類）		件数	種別（種類）		件数	
国宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	16				16
	書跡・典籍・古文書	1				1
小計		26				26
重要文化財	建造物	59	重要文化財	建造物	45	104
	絵画	11		絵画	52	63
	彫刻	43		彫刻	94	137
	工芸品	61		工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	5		考古資料	18	23
	歴史資料	5		歴史資料	4	9
小計		204	小計		319	523
重要無形文化財		0	無形文化財		2	2
重要有形民俗文化財		7	有形民俗文化財		5	12
重要無形民俗文化財		4	無形民俗文化財		68	72
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物			1
	特別史跡	2				2
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	2				2
	史跡	28		史跡	125	153
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	114	129
				名勝天然記念物	1	1
小計		56	小計		246	302
重要伝統的建造物群		4				4
合計		301	合計		640	941

国　記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財		11
国　選定保存技術		2
国登録文化財	登録有形文化財（建造物）	326　(+2)
	登録有形民俗文化財	2
	登録記念物	3

※1　網かけ部分が、今回答申される文化財に関係する部分である。

※2　件数は、今回登録の答申後、告示がなされた後のものである。（　）は変更件数。

※3　上記件数には、答申後未告示の件数を含む。